六節　芳雲社から吉野公園へ

黒岩康博

平成二十九年(二〇一七)八月三〇日、筆者は吉野山で代々「院僧」を世襲して来た蔵王堂門前の舟知家において、奈良文化財研究所による近代文書調査に参加した。文箱や葛籠など、様々な形状の箱に遺された史料には親族間の私信(勿論これらもファミリーヒストリーにとっては重要である)も多く、残念ながら昨年刊行された児童書『列車にのった阿修羅さん』(いどきえり著・マスダケイコ絵、くもん出版)で描かれた仏像疎開関係の文書を見つけることは出来なかった(仏像疎開については本書の山田淳平論考を参照)。その代わり、と言っては語弊があるが、まとまった形で発見されたのが以下に解説する芳雲社関係文書である。芳雲社については、『吉野町史』において、明治十四年(一八八一)一月に設立が許可された「観光案内の会社」で、「利益のいくばくかを桜樹の保存に役だてたいとも考えていた」[1]とされているが、舟知家文書を見ると、同社は吉野山で展開するより広範な事業を構想していたようである。

明治十三年二月、吉野山の古沢龍敬・前坊常磐・近藤喜三郎・宮城晋一[2]を含む吉野郡有志二〇名は、歴代行幸・南朝旧蹟の地且つ桜花の名所である吉野山が、「其桜樹ノ園タル維新上地以降公園地ノ姿ト相成候ニ就テハ、追々枯朽スルモ土民是ヲ補植スルノ方法ヲ失シ、且旧跡ニシテ荊棘ノ壅塞スル」ことを嘆き、結社芳雲社を組織して、「桜樹公園地及旧跡等保護」の委託を堺県令[3]税所篤に上願する(第六函七括1号、史料50)。この上願は、同年三月二六日付で「願之趣奇特」として聞き届けられたが、但し書きに「公園之儀ハ別段可願出事」とある通り、芳雲社はまず旧蹟保護の団体として誕生したのである。

同年末、社員増加のため仮事務所を吉水神社社務所へ設置(第六函七括5号)した芳雲社は、先の上願で保留とされた桜樹の整備へと乗り出す。大峯峯中林や鳴川山林[4]など社寺との関係が深い吉野山の山林は、明治四・八年の二度にわたる社寺領上知令と地租改正事業により官有化されていた[5]が、同十四年六月、芳雲社はまず五ヶ所(字千本二六番反別二町三反歩／字千本道上三四一番一町九反歩／字上町五三〇番一反歩／字上ノ千本一三七五番六反五畝一〇歩／字千本三〇九四番一反歩)の官林桜山について、「栽培掃除及枯損木取片付等ノ保護方」の委託を大阪府に願い出、翌十五年十月許可されている(第六函七括6号)[6]。

吉水神社仮事務所設置から遠くない時期に草された芳雲社規則(第六函八括1号、史料51)によると、「吉野山中ノ桜樹ヲ栽培シ、神祠仏宇名勝旧蹟ヲ永世ニ保存」(第一条)することを目的とする同社は、有志者の社員より構成され(第四条)、寄附金を資本金として「地方庁へ利付預ケ」(第一一条)とし、その利子で「桜樹栽培及祠堂名勝旧蹟等ヲ修営」(第一二条)することを主たる事業として、桜園や名勝古跡のある民有地を漸次買い上げたり(第一四条)、所有者へ保護金を与える(第一七条)ことも視野に入れていた。規則に続く「芳雲社醵金送附手続書」の最終第一〇条には、「本社資金寄附ノ諸君登山ノ節ハ本社ヨリ吉野山中名勝旧蹟ヲ案内シ、及ヒ延元帝御物其他古器ヲ拝観スルヲ得ヘシ」と案内人業務についての規定が見られるが、これは飽くまでも寄附者の特典という扱いであった[7]。

同規則第六・七条によると、明治十五年から同十九年までの満五年で二万円の資本金を形成する計画であったが、それを進める一方、芳雲社は利子を用いて右に記したような通常業務も行っていた。時期は不明だが、年間経費の費目を書き上げた史料(第六函八括4号、史料52)を見ると、「桜樹本ト掃除」に経常支出の四七%、桜苗植付も併せると六二%を費やしており、舟知家文書第六函九括には、下苅・植付工賃の領収書が多く残されている[8]。また、勝景の地である「千本・吉水・如意輪・竹林・西行」のうち四ヶ所に四阿を新設するための一六〇円、有税地に変換された「古来桜園及名所古跡等数所」の買戻し金三〇〇円は、「一時費用」として別建てになっている(四阿の修繕費は経常支出)。

明治十四年から二十四年にかけての主たる金銭出入りを記した「芳雲社有志金出納仮帳簿」（第六函七括4号、史料53）[9]及び「芳雲社出納決算簿」（第六函七括12号、史料54）からは、芳雲社が桜樹の下苅・植付という地道な活動を続けていたことが窺えるが、この事態を大きく動かしたのが、同二十二年九月の大阪大林区署設置である。同十九年四月の「大小林区署官制」に基づいて設置された大林区署は、官林の直轄化（農商務省山林局管轄）のための出先機関[10]で、奈良県は大阪大林区署奈良小林区署の管轄となった[11]。これに慌てた芳雲社は、同二十四年三月、明治十五年に大阪府から得た吉野山「桜樹官林掃除栽培等」の許可（前出第六函七括6号）が無効となるか否かにつき、総代密井高偏（勝光院）・古沢龍敬の名で奈良県へ問い合わせている（第六函七括11号）。

この照会に対する奈良県の返答が残されていないため、かつて府が与えた許可が大小林区署により取り消されたか否かは判然としないが、このままでは細々ながら続けてきた事業が頓挫する危険性を感じた芳雲社を含む吉野山の人々は、官有民有という所有の別を越え、一山全体を新たな枠で囲い込む道を模索し始める。その動きは、明治二十四年十月の時点では、「桜樹ヲ以テ名勝トスル」吉野山を植樹により保存しようという吉野山有志による建議（第六函三括31）の段階であったが、この建議を受けた吉野村村長前坊常磐・吉野山区長福住縫ら吉野山の名望家のみならず、吉野郡内の隣接町村も巻き込み、吉野山公園設置運動へと繋がって行く。

明治二十五年十一月二日、前坊・福住・古沢・密井をはじめとする吉野山の二五名[12]を筆頭に、吉野村・龍門村・上市町・大淀村・国樔村・川上村・下市町の有志計五一名が連署し、「吉野山公園ノ儀ニ付請願書」（第六函二括1号、史料55）が作成される。ここで有志らは、都市の公園には文明社会に疲れた人々の英気を養うという機能があるが、吉野山を公園とすれば「気力ノ壮活ヲ得ルト共ニ大ニ忠孝ノ徳性ヲ涵養シ、倍々文華ノ程度ヲ長進セシムル」ので、「所在ノ官林ヲ挙ケテ之レ〔公園〕ガ版図ニ伍入シ、歳々桜楓等ヲ増植シ尚溪流ヲ引テ池ヲ穿チ、或ハ小舟ヲ浮ヘ以テ自然ノ風色ヲ補足スル」という計画の採用を、小牧昌業奈良県知事に懇願する。また、「吉野山公園ノ儀ニ付陳情書」とタイトルを替えた同内容の文書が、前坊・古沢・山本文蔵・辰巳勘三郎を吉野山惣代として、堀内忠司県会議長宛に提出されている（第六函三括19号）。

県会議長には後援、川上・国樔・龍門・大淀・吉野村及び上市・下市町には吉野山官林公園地変換請願書への奥印を依頼（第六函六括1号）した後、「吉野山所属官林ヲ公園地トセラレンコトヲ乞フ建議」が、明治二十五年十二月十二日、県会議員俵本茂美・永田藤平・阪本藤十郎・岡本徳永（いずれも吉野郡選出）の四名により県会に提出され、即日可決された[13]。奈良町では吉野山公園化阻止派の策動が見られたともいうが（第六函六括13号）、該建議は県会議長から知事へと報告され、吉野山では同二十六年一月二十九日に公園協議会が開かれて前坊・古沢が公園地請願委員に選ばれ、公園化のための寄附金三〇〇円・人夫一〇〇〇人を決議する（第六函二括4号、史料56）など、体制を整えていく[14]。

吉野山公園設置が県全体の方針となると、次の交渉相手は国となる。県は明治二十六年の一月から四月にかけて、当初は吉野山官林の譲与、後には官林管理主体の組み替え（大阪大林区署→県）という処置への賛成を大阪大林区署に対し執拗に求め、最終的に大林区署は技師による実地検分を経て、同年四月六日付で官林一〇町七反四畝一九歩の組み替えに対し「異存無之候」と返答する[15]。しかし、組み替えの許可自体は、大林区署を所管する農商務省より得なければならず、更にそこに公園を設置するには内務省の認可が必要であったため、同年四月二十二日、県は両省に宛て「吉野山官林組換ノ儀ニ付稟請[16]」を上申している。

この稟請は、添付した別紙「公園地域内官民有地廉分反別」「公園造設略設計」などの不備や、公園内取締等諸規定の不足により内務省からすぐに突き返されたが、それらはすぐに修正して再提出され、再稟請に対し同年六月十三日付で内務・農商務大臣連署の指令がもたらされる。そこには、①公園の開設は図面紅色・緑色の官林に限る、②もし「公園」という名称を廃止し官林が不要となっても県郡市町村等へは下付しない、③以上二点について県会に諮問し意見を確定する、という三つの条件を受け入れれば、

吉野山公園の開設を「聞届」と記されていた。[17] そして同年十一月十八日の臨時県会に、②に力点の置かれた「吉野山公園開設ニ関スル諮問案」が提出されるが、これは全会一致で可決され、[18] ここに吉野山公園の実質的な開設が決定する。

「山」を抜いた吉野公園が正式に開かれるのは、翌二十七年二月三日付の奈良県告示第一九号によってであるが、それ以前の同二十六年奈良県通常県会（十一月二十五日～十二月二十四日）において、公園の収支予算と管理法が原案可決され、史料56において吉野山公園協議会が申し出た寄附金三〇〇円・人夫一〇〇〇人も承認されている。[19] 以上のような吉野公園の設置過程について、先行研究では、先述した明治二十六年四月の「吉野山官林組換ノ儀ニ付稟請」が県知事名で出され、吉野公園取締規則や吉野公園事務の吉野郡長への委任が県から発令されたことなどから、行政主導型の名勝保存運動としており、大正二年（一九一三）四月に設立された吉野山保勝会を「行政主導の保存運動を地域をも巻き込んで組織化」したものとしている。[20]

しかし、「纔カニ有志ノ輩芳雲社ヲ設ケ孜々〔桜樹の〕培養ニ従事スト雖トモ、存廃相償ハズ大ニ旧観ヲ毀傷シ、今ヤ名実共ニ之ヲ失墜セントスルニ至レリ」（史料55）との当事者の謙遜は措き、吉野公園設置運動に繋がるものとして、吉野山有志を中心とする芳雲社や公園協議会といった地域の活動が基礎にあったことは本稿から明らかであり、行政主導・地域主導という区分の有効性にも再考の余地があろう。舟知家文書には、設置された明治二十七年以降の公園関係文書はほぼ残されていないが、これまでほとんど不明であった芳雲社の活動実態を明らかにしたという点で、非常に貴重な文書群と言うことが出来よう。

註

（1）吉野町史編集委員会編『吉野町史』上巻、吉野町役場、一九七二年、三八五頁。

（2）芳雲社の創立から吉野（山）公園設置運動（後述）まで、一貫してその中心にあった古沢龍敬が院主をつとめた竹林院は、明治七年六月神仏分離令により廃寺となったが、同十三年六月復旧が認められた。同じく金峯山寺の一院で、宮城晋一（真覚）が住持をつとめた喜蔵院も、時期は少し遅れる（同二十一年）ものの、同じ道をたどっている（前掲『吉野町史』上巻、三五九～三六二頁）。ちなみに、松浦武四郎が各地から由緒ある木片を部材として集めて作った書斎「一畳敷」に、古沢は後醍醐天皇陵鳥居古材、宮城は子守神社（吉野水分神社）玉垣欄間（豊臣秀頼造営）等を提供している（松浦武四郎『木片勧進』松浦弘、明治二十年、七丁ウラ～八丁表）。

（3）奈良県は明治九年四月堺県（現大阪府のほぼ南半分）に合併され、同十四年二月堺県が大阪府に合併されたが、奈良県再設置運動が奏功して同二十年十一月に再度奈良県として独立した。

（4）前掲『吉野町史』上巻、三六二～三六三頁。

（5）峰尾恵人「寺社と森林」研究序説：入会林野研究との比較を手掛かりとして」『入会林野研究』第四〇号、二〇二〇年、八五頁。史料50に見られる「公園（地）」という表現は、「公園地は官有地であることがまずもって必要であった」という事情に鑑みるに、「官有地」とほぼ同義と思われる（柳五郎「太政官制公園の研究」『造園雑誌』第四五巻第四号、一九八二年、二一五頁）。

（6）この許可の際、府からは「枯損木ノ取片付ヲ要スルモノハ無代下与候条、右取片付ノ木種員数及植付ノ木種員数等詳細取調、前以伺出指揮ヲ受ケ着手候義ト可相心得事」と附言されているが、同十五年十月二十四日付の府の通牒では、「右五ヶ所之地ヘ人民ニ於テ植付タル樹木悉皆官木タルヘシ、且官之都合ニヨリ何時ニテモ手入差止、其場合ニ於テハ諸失費等之苦情一切採用不致旨趣ニ有之候」（第六函七括8号）と念を押されている。

（7）後出の史料53・54を見ると、芳雲社は吉野山の案内者から「冥加金」を徴収しているが、両者の関係の詳細については、今回の調査では判明しなかった。

（8）「芳雲社掛／請取書在中」と上書した包紙で一括された領収書類の詳細については、先に川端一弘氏が翻刻し、奈良県立図書情報館に納めているので、そちらを参照のこと（請求記号216.5／カワハ）。

（9）三円を寄附している船知市十郎の男清三郎は、古沢龍敬の女と結婚し、古沢家の養子となったという（舟知任子氏・節子氏のご教示による）。

（10）明治十一年から二十三年にかけて行われた直轄化のため、林区出張所（同十二年七月）→山林局出張所（同十三年六月）→山林事務所（同十四年九月）→大林区書・小林区署（同十九年四月）という出先機関が設けられたが、それ以前に地方で実際に森林行政を担当したのは各府県であった（松沢裕作「近世・近代日本の林野制度」同編『森林と権力の比較史』勉誠出版、二〇一九年、八六頁）。

（11）大阪大林区署編『大阪大林区署統計書』明治四四年度第一編、同、大正元年、四頁。

（12）ここには、第六函三括31号の建議者である安田清次（治）郎・森下覚太郎・増田豊三郎・

森山房三郎も含まれている。

（13）奈良県議会史執筆委員会編『奈良県議会史』第一巻、奈良県議会、一九九一年、建議編一五六頁。

（14）吉野山公園協議会には前坊・古沢以外に区会議員一〇名、町総代九名が出席したが、区会議員全員が公園地請願委員と共に「将来運働ノ方針ヲ計議シ所分」する評議員となった。

（15）以降の県と国との交渉過程については、特に註記しない限り、奈良県庁文書「明治二十五年以降大正五年迄　吉野公園土地に関する書類」（請求記号1-M25-47f）を翻刻した川端一弘『吉野公園開設に関する資料』（私家版、二〇〇八年。奈良県立図書情報館の請求記号は、629.416/ヨシノ/2008）を参照。

（16）文書のタイトルからは窺えないが、末尾に「右公園地開設官林組替ノ儀御許可相成度此段稟請候也」とあるように、公園設置に関しても申請している（奈良県吉野郡役所編『奈良県吉野郡史料』上巻、同、大正八年、六六一頁）。

（17）同右、六六四頁。

（18）前掲『奈良県議会史』第一巻、二二三～二二六頁。

（19）同右、二三六～二三七頁。

（20）高木博志『近代天皇制の文化史的研究―天皇就任儀礼・年中行事・文化財―』校倉書房、一九九七年、三三一～三三二頁。